

## 現行計画（基本理念等について平成26年3月に修正）

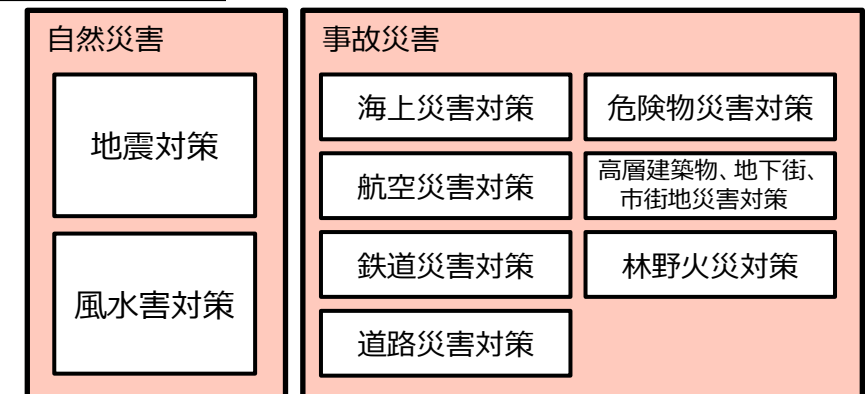
「大阪府地域防災計画」は災害対策基本法第40条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成された国の「防災基本計画」の内容に抵触しないものとされている。

以上を踏まえた上で、大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念とし、「Ⅰ命を守る」、「Ⅱ命をつなぐ」など5つを基本方針とする「大阪府地域防災計画」を平成26年3月に修正。

**基本理念** 『防災』から『減災』（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）の考え方へ

**基本方針** Ⅰ 命を守る Ⅱ 命をつなぐ  
Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持  
Ⅳ 経済活動の機能維持  
Ⅴ 迅速な復旧・復興

## 計画の構成

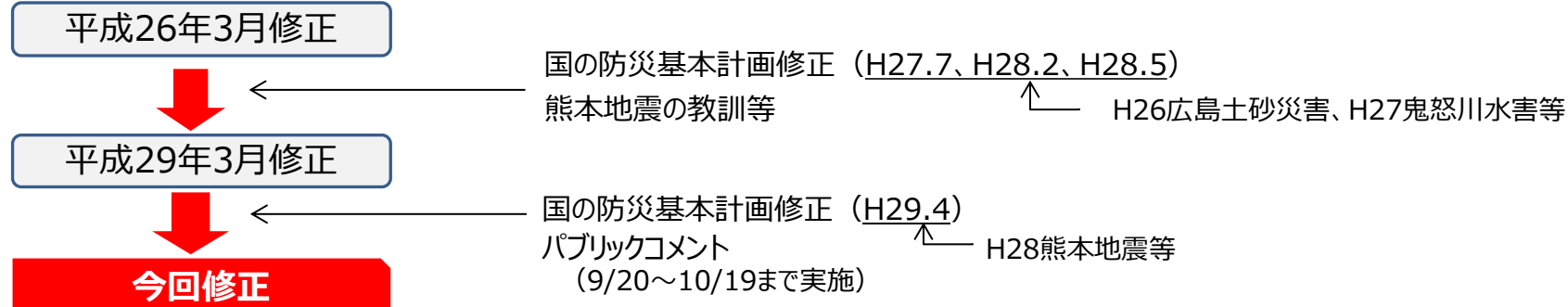


災害対策の順序に沿って記述



## 修正の趣旨

- 平成29年3月、熊本地震の教訓等を踏まえ、府地域防災計画を修正。
- 国において、熊本地震の教訓等を踏まえ、平成29年4月、防災基本計画を修正。
- 今回、**国の修正のうち、反映できていない事項とともに最新の取組みを踏まえた修正を行う。**



## 主な修正内容

### I 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

#### ○地方公共団体への支援の充実

- 市町村支援として行う研修の対象に「首長」を追記  
⇒ [【今後の取組み】](#) トップセミナーの内容充実を図る
- 被災した府内市町村などへの派遣職員を選定に際し、地域や支援要請の内容を考慮することを追記  
⇒ [【今後の取組み】](#) 検討中の応援・受援計画に反映

#### ○被災者の生活環境の改善

- 庁舎の被災等に備え、市町村が避難行動要支援者の名簿情報を適切に管理することを追記  
⇒ [【今後の取組み】](#) 引き続き、名簿情報のバックアップ等について、市町村への働きかけを行う
- 避難所運営に当たり「専門家」との定期的な情報交換を追記  
⇒ [【今後の取組み】](#) 避難所運営マニュアル作成指針に反映

#### ○物資輸送の円滑化

- 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を市町村において把握することを追記  
⇒ [【今後の取組み】](#) 市町村に対し、民間事業者施設の活用について、働きかけを行う

### II 最新の取組みを踏まえた修正

#### ○応援・受援体制の強化

- 他府県からの応援職員の受入や府内市町村への応援職員の派遣を中心とした体制強化を追記  
⇒ [【今後の取組み】](#) 検討中の応援・受援計画に反映

#### ○水防法の改正 (H29.6月)

- 市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成や訓練実施を努力義務から義務に修正  
⇒ [【今後の取組み】](#) 関係部局と連携して、マニュアルの周知等、引き続き、市町村を通じて施設管理者へ支援を実施

#### ○警報・注意報の発表基準の変更 (H29.7月)

- 浸水害を対象とした大雨警報等の発表基準を従来の雨量から指数(表面雨量指数、流域雨量指数)に変更

#### ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応

- 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の府の組織体制や情報伝達体制等の対応を追記

### III その他の修正

- 府の組織改編等を反映 等

## 修正箇所

### I 国の「防災基本計画」の修正を踏まえた修正

#### (1) 地方公共団体への支援の充実

① 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上 p36  
(研修対象に首長等を記載)

② 被災した府内市町村などへの派遣職員の選定に際し、地域や支援要請の内容を考慮することを追記 p144

#### (2) 被災者の生活環境の改善

① 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理 p74  
(庁舎が被災した場合の名簿の適正管理)

② 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換 p225

#### (3) 応急的な住まいの確保や生活復興支援

① 住家被害認定調査に関する体制の強化 p63  
(調査担当者の名簿登録、他都道府県等との応援協定等)

② 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討 p344  
(調査・判定方法の共有化等)

#### (4) 物資輸送の円滑化

① 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握 p39  
(府は協定で把握済、市町村が把握することを記載)

#### (5) 自助・共助の推進

① 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進 p81  
(共済を追記)

#### (6) その他の修正

① 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保 p233  
(漁港管理者を追記)

② 企業における緊急地震速報受信装置の活用等 p88

### II 最新の取組みを踏まえた修正

#### (1) 応援・受援体制の強化

① 他府県からの応援職員の受入や府内市町村への応援職員の派遣を中心とした体制強化を追記 p38

#### (2) 水防法の改正 (H29.6月)

① 市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成や訓練実施を努力義務から義務に修正 p88他

#### (3) 警報・注意報の発表基準の変更 (H29.7月)

① 浸水害を対象とした大雨警報等の発表基準を従来の雨量から指数(表面雨量指数、流域雨量指数)に変更 p159~163

#### (4) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応 p291~295

① 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の府の組織体制や情報伝達体制等の対応を追記

### III その他の修正

#### (1) 組織改編等

① 府の組織に I R 推進局を追記 p8他

② 指定地方行政機関に近畿地方測量部を追記 p15

#### (2) 文言等の修正

① 「余震」を「地震活動」に修正 p42他

② 「防災行政無線」に「(戸別受信機を含む。)」を追記 p41他